

○唐津市総合基本計画審議会条例

平成17年1月1日

条例第32号

改正 平成17年3月25日条例第377号

[唐津市部設置条例等の一部を改正する条例第3条による改正]

平成22年3月25日条例第2号

(唐津市総合基本計画審議会条例等の一部を改正する条例第1条による改正)

平成22年3月25日条例第16号

(唐津市部設置条例等の一部を改正する条例第3条による改正)

平成25年3月26日条例第2号

(組織変更に伴う関係条例の整備に関する条例第4条による改正)

平成27年3月25日条例第27号

(唐津市部設置条例の一部を改正する条例附則第2項による改正)

平成30年6月22日条例第17号

(唐津市部設置条例の一部を改正する条例附則第3項による改正)

(設置)

第1条 本市の総合基本計画に関し重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、唐津市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市及び関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者

(平22条例2・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、任命され、又は委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

2 市長は、委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠委員を任命し、又は委嘱するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、市長から諮問を受けたとき、又は会長が必要と認めるときに、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策部において処理する。

(平17条例377・平22条例16・平25条例2・平27条例27・
平30条例17・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第377号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第2号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年条例第16号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。